山武市地域まちづくりモデル事業補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、地域まちづくり活動を効果的に推進するため、その地域の特性や実情に合わせて、区及び自治会その他の住民自治組織(以下「住民自治組織」という。)が、地縁による団体、市民活動団体及び事業者(以下「地域コミュニティ」という。)と連携して、地域における公共的・公益的課題の解決のために取り組む事業で、他の地域へのモデルとなる事業(以下「モデル事業」という。)に対し、予算の範囲内において山武市補助金等交付規則(平成18年山武市規則第53号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、市内の住民自治組織とする。

(補助対象事業)

- 第3条 補助対象事業は、原則として市内の小学校区を単位として実施するモデル事業であって、次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。
 - (1) 地域の公共的・公益的課題に自主的・自立的に取り組む事業(組織の設立事業を含む。)であること。
 - (2) 市内で実施する事業であって、主たる対象者が地域住民となる事業であること。
 - (3) 事業計画、予算作成及び執行並びに会計処理の透明性が確保されていること。
 - (4) 複数の地域コミュニティと連携して行う事業であること。ただし、次に掲げる団体が含まれている場合を除く。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) 又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなく なった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体
 - イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年 法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又 はその構成員の統制下にある団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない
 - (1) 政治活動、宗教活動及び営利活動として行う事業
 - (2) 市が実施する他の制度による補助の対象となる事業
 - (3) 国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の補助又は委託事業
 - (4) その他市長が補助金交付の目的から適当でないと認めた事業

(補助対象経費及び補助割合)

- 第4条 補助対象経費及び補助割合は、別表のとおりとする。ただし、既存事業(第1条の目的を達成するため、既存事業を拡充する場合を除く。) に充てる経費及び既存組織や一部の団体の運営に充てる経費を除く。 (交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 山武市地域まちづくりモデル事業補助金交付申請書(別記第1号様式) に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 山武市地域まちづくりモデル事業計画書
 - (2) 事業収支予算計画書
 - (3) その他市長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正と 認め、補助金の交付を決定した時は、山武市地域まちづくりモデル事業 補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するもの とする。

(事業の変更又は中止)

- 第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、 モデル事業の内容を変更又は中止しようとするときは、山武市地域まち づくりモデル補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式) を市長に提出しなければならない。ただし、軽微なものについてはこの 限りでない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認める場合には、山武市地域まちづくりモデル事業変更(中止・廃止)承認通知書(別記第4号様式)にて通知するものとする。

(事業に対する助言等)

第8条 市長は、補助事業者に中間報告を求め、必要な助言又は指導を行 うことができる。

(交付決定の変更及び取消)

- 第9条 市長は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金の交付 決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した補助金の全部又は一部 を返還させることができる。
 - (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたとき。
 - (2) 第3条第1項に掲げる要件を欠いたとき。
 - (3) 法令の規定に違反する事実が判明したとき。 (実績報告)

- 第10条 補助事業者は、モデル事業が完了したときは、事業完了の日から 30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、山武市地域 まちづくりモデル事業実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類 を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 山武市地域まちづくりモデル事業実績書
 - (2) 事業収支決算書
 - (3) 領収書
 - (4) 事業の実施状況がわかる成果物等
 - (5) その他市長が必要と認める書類
 - (交付額の確定)
- 第11条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を 審査し適当と認めたときは、山武市地域まちづくりモデル事業補助金交 付額確定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。
- 2前項の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとすると きは、山武市地域まちづくりモデル事業補助金交付請求書(別記第7号 様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第12条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、山武市 地域まちづくりモデル事業補助金概算払請求書(別記第8号様式)を市 長に提出しなければならない。

(事業内容の公表等)

- 第13条 市長は、補助事業者から提出された書類等の全部又は一部について、公表することができる。
- 2補助事業者は、市が実施するモデル事業に関する報告会等の事業に協力するものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。 附 則

(施行期日)

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表(第4条関係)

補助対象経費及び補助割合

| 項目 | 内容 | 補助割合 |
|--------|---------------------|----------|
| 報償費 | 研修会等の講師謝礼、記念品等 | 10分の10以内 |
| 実費弁償費 | 事業に従事する者の交通費等 | (上限30万円) |
| 消耗品費 | 文具類、各種消耗器材(釘・針金・ | |
| | 塗料等) など | |
| 燃料費 | 事業実施に必要なガソリン代、暖房 | |
| | 器具の燃料等 | |
| 食糧費 | 弁当(1食1人1,000円を上限)、飲 | |
| | 料等 | |
| 印刷製本費 | 資料・広報紙等の印刷製本等 | |
| 通信・運搬費 | 切手、ハガキ、電話代、輸送料、イ | |
| | ンターネット使用料等 | |
| 保険料 | 事業実施の際の各種保険料 | |
| 手数料 | 振込手数料、保健所等の検査料等 | |
| 委託料 | 事業実施に必要な委託等 | |
| 使用料及び賃 | 駐車場使用料、会場借上料、自動 | |
| 借料 | 車・機械類借上料等 | |
| 原材料費 | 石材、砂利、セメント、木材、鉄板、 | |
| | 鉄線、苗木、事業に伴う食材等 | |
| 備品費 | 事務機器、工作機械、体育用具・工 | |
| | 具等 | |
| その他 | 市長が適当と認める経費 | |

注 食糧費は、会議、打合せ、事業等に必要なものに限り補助の対象とし、会 食を目的とする飲食代は除く。